

欧州復興開発銀行を設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件(閣条第八号)(先

議)要旨

欧州復興開発銀行(以下「銀行」という。)は、中欧及び東欧の諸国の政治的及び経済的改革を支援するため、複数政党制民主主義、多元主義及び市場経済の諸原則を誓約しかつ適用している中欧及び東欧の各国の市場指向型経済への移行等を促進することを目的として、一九九一年(平成三年)四月に設立された国際開発金融機関である。

二〇一〇年(平成二十二年)十二月以降、急速な民主化等に伴う課題に直面したエジプトを始めアラブ諸国が国際社会に対して支援を求めたことを受け、二〇一一年(平成二十三年)五月のG8サミットにおいて、銀行の業務の地理的範囲の拡大について要請がなされた。

この改正は、このような事情を踏まえ、同年九月三十日にロンドンにおいて採択されたものであり、欧州復興開発銀行を設立する協定を改正し、銀行の業務の地理的範囲を地中海の南部及び東部の諸国に拡大すること並びに特別基金を通じた潜在的な受益国に対する支援を可能とすることについて定めるものである。